

# 一般財団法人 GRI 財団における 研究活動の不正行為の防止等に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、一般財団法人 GRI 財団（以下「財団」という。）において行われる研究者等の研究活動について不正行為の防止及び不正行為が生じた場合、又はその恐れがある場合の措置等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 研究活動の不正行為とは、研究者倫理に背馳（はいち）し、研究活動及び研究成果の発表において、その本質ないし本来の趣旨を歪め、科学コミュニティの正常な科学コミュニケーションを妨げる行為をいう。

2 この規定において、「研究者等」とは、財団において研究活動に従事する研究者（財団を本務としない者を含む）、その他財団の施設を利用して研究を行う者をいう。

## (不正行為)

第3条 この規程において「研究活動の不正行為（以下「不正行為」という。）」とは、財団の研究者等が研究活動を行う場合における次の各号に掲げる行為をいう。ただし、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものに限る。

- ① 捏造 : 存在しないデータ・研究結果等を作成するもの
- ② 改ざん : 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工するもの
- ③ 盗用 : 他の研究者のアイディア、分析・解析手法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用するもの
- ④ 二重投稿 : 同じ研究成果の重複発表
- ⑤ その他 : 論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサiershipや利益相反などの行為

## (遵守事項)

第4条 研究者等は、財団が定期的実施する研究倫理教育を受けなければならない。  
2 公的研究費を原資とする研究を行う研究者等は、研究データを配分機関等から指定される期間保存し、必要とされる場合には開示しなければならない。

## (研究倫理教育責任者の設置)

第5条 研究倫理の向上を目的に研究倫理教育責任者を置く。  
2 研究倫理教育責任者は、業務監理グループの長をもって充てる。  
3 研究倫理教育責任者は、研究者等に対し定期的に研究倫理教育を受けさせなければならない。研究者等が財団の実施する研究倫理教育を受講出来ない場合、研究倫理責任者は、他の機関での研究倫理教育を受けさせなければならない。

## (不正行為の措置)

第6条 研究に係る不正行為が生じた場合における措置等に関し必要な事項は、『一般財団法人 GRI 財団における公的研究費の運営及び管理に関する規程、一般財団法人 GRI 財団における公的研究費の不正使用に係る調査等に関する取扱規則』に則して対応するものとする。

(改正)

第7条 この規程の改廃については、代表理事の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成29年3月6日から施行する。
- 2 この改正は、令和3年7月1日から実施する。
- 3 この改正は、令和5年7月1日から実施する。